

■緑化基準

香川県公共施設緑化基準

平成14年4月1日

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）第7条の規定に基づき、県が設置し、又は管理する道路、都市公園、学校、公営住宅、庁舎等の公共施設について、緑化を行う場合の基準を次のとおり定める。

なお、これに伴い、香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例による公共施設の緑化基準（昭和50年10月15日制定）は廃止する。

1 用語の定義

(1) 高木、中木、低木

この基準において「高木」とは、通常の生長をして樹高3mを超えるもので森林の高木層を形成することができる樹種をいう。

「中木」は樹高3m程度以上に生長するものを含むが高木には至らないもの、「低木」は主として刈り込み等に用い通常の生長をして樹高3mを超えないものをいう。

(2) 敷地面積

この基準において「敷地面積」とは、当該施設に係る敷地全体の面積（建築面積、付帯施設の設置面積、空地面積等を含む。）をいう。

(3) 緑地面積

この基準において「緑地面積」とは、同一敷地内で、植栽する植物及び既存植生の生長時の地上部分全てを垂直に投影して得られる範囲の合計面積をいう。

緑地面積には、空地のほか、建物の屋上や人工地盤上の緑化により得られる上記の範囲を含める。

壁面を緑化した場合には、緑化を行う部分の水平延長に1mを乗じて得られる値、傾斜した壁面では緑化を行った部分を垂直に投影して得られる範囲を緑地面積に含めることができるものとする。

また、プランター等の可動式の植栽基盤による緑化、パーゴラ等の棚ものの緑化についても同様の考え方により緑地面積を算定できるものとする。

2 道路の緑化

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、道路の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

歩道等——歩道等の最低幅員を確保し、植樹帯又は植樹柵の設置等により可能な限り緑化する。

- ・植樹帯の幅員は、原則として、高木又は中木を植栽する場合は1.5m以上とし、1.5m未満の場合は生垣及び低木を主体とする。

中央分離帯——道路交通の安全等を確保しながら可能な限り緑化する。

- ・原則として、高木又は中木の植栽は中央分離帯の幅員が1.5m以上の場合とし、1.5m未満の場合は生垣及び低木を主体とする。

のり面——植物の生育を考慮しできるだけ緩勾配とした上で、勾配条件に適した植物により可能な限り緑化する。

環境施設帯等——・広幅員の環境施設帯やポケットパークの設置等により、重点的に緑化を行う場所を設け、路線全体での緑の量の確保に努める。

3 学校の緑化

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、学校の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

緑地面積——・敷地面積の20%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
・学校ビオトープを造成する場合は、その全体を緑地面積に含めることができる。

・運動場に関しては、緑化が困難である部分の面積を敷地面積から除外することができる。

高木本数——・周辺の状態を踏まえ、可能な限り、敷地面積100㎡あたり1本以上の高木本数とする。

・高木本数には敷地造成前より保全された既存の樹林等の高木の本数を含む。

外周緑化——・敷地周囲には、地域におけるシンボル性や学習環境の保全、避難地としての安全確保等を考慮した樹林帯の配置や高木の列植を行う。

4 公営住宅の緑化

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、公営住宅の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

緑地面積——・敷地面積の20%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。

高木本数——・周辺の状態を踏まえ、可能な限り、敷地面積100㎡あたり1本以上の高木本数とする。

・高木本数には敷地造成前より保全された既存の樹林等の高木の本数を含む。

遮蔽緑化——・受水槽や浄化槽等の周囲は生垣等により効果的に遮蔽する。

外周緑化——・敷地外周部は、生活環境の保全、良好な地域景観への寄与、火災被害の拡大防止等を考慮した樹林帯や生垣の配置、高木の列植等を行う。

5 都市公園の緑化

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、都市公園の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

緑地面積——・街区公園及び運動公園は、敷地面積の30%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。

・近隣公園、地区公園、総合公園は、敷地面積の50%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。

・特殊公園は、可能な限り、樹木又は草花、地被類により緑化する。

外周緑化——・敷地外周部では、避難地としての安全確保や大気浄化（大気汚染緩和、二酸化炭素吸収・固定）、生物の生息環境の提供等を考慮した

樹林帯の配置や高木の列植等を行う。

6 庁舎等の緑化

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、庁舎等の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 緑地面積——・庁舎、社会福祉施設、病院は、敷地面積の20%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
- ・浄水場、下水処理場は、敷地面積の30%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
 - ・その他の公共施設は、上記を参考としながら、施設内容や規模に応じて積極的に緑化する。
- 高木本数——・周辺の状況を踏まえ、可能な限り、敷地面積100㎡あたり1本以上の高木本数とする。
- ・高木本数には敷地造成前より保全された既存の樹林等の高木の本数を含む。
- 屋上等の緑化——・建築物等を主体とする庁舎等においては、屋上や人工地盤、駐車場等の緑化を率先して行うこととする。
- 外周緑化——・敷地外周部は、利用施設としての魅力や快適性の向上、良好な地域景観への寄与、火災被害の拡大防止等を考慮した樹林帯や生垣の配置、高木の列植等を行う。

7 港湾の緑化

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、港湾の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 緑地面積——・港湾法第2条第4項の臨海地区内に県が所有し管理する同条第5項の港湾施設（旅客施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、港湾管理施設に限る。）の敷地面積の20%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
- 高木本数——・周辺の状況を踏まえ、可能な限り、上記敷地面積100㎡あたり1本以上の高木本数とする。
- 埋立地緑化——・埋立後上部利用がなされるまでの間が数年にわたる場合、又は上部利用の見込みが立っていない港湾関連の埋立地は、可能な限り、地被類等による表面被覆、周囲への目隠し植栽を行う。
- 海岸林——・接岸部等には、後背への潮風等を抑制する海岸林の配置を考慮する。
- 水際緑化——・海岸部では、護岸の石積化や緩傾斜化、干潟や藻場の形成等により親水性の確保及び生態系の保全・向上を図る。

8 河川の緑化

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、河川の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 掘込河道——・河岸法面及び管理用通路を樹木又は草花、地被類により可能な限り緑化する。

- ・樹木を植栽する場合は、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」(平成10年6月 建設省)に準拠する。
- 堤防——・樹木又は草花、地被類により可能な限り緑化する。
- ・樹木を植栽する場合は、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」(平成10年6月 建設省)に準拠し、裏小段又は側帯を対象とする。
- 高水敷——・樹木又は草花、地被類により可能な限り緑化する。
- ・樹木を植栽する場合は、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」(平成10年6月 建設省)に準拠する。
- 水際緑化——・護岸及び河床部では、護岸の石積化や緩傾斜化、抽水植物帯の育成、瀬や淵の形成等により親水性の確保及び生態系の保全・向上を図る。

9 ため池の緑化

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、ため池の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 既存植生——・ため池の整備、維持管理において、可能な限り、ため池周辺の既存樹木の保全を図る。
- ・流入口付近では、可能な限り、抽水植物を含む既存植生の保全、再生を図る。
- 隣接後背地——・未利用地等を活用し、樹木の育成や緑豊かな憩いの場等の形成を図る。
- 堤防——・ため池の保全上支障がない低木又は草本、地被類により緑化することができる。(ただし、「ため池の保全に関する条例」第5条の規定により知事の許可が必要である。)
- 護岸等——・人工護岸の場合は、部分的な土羽の設置、石積化や緩傾斜化等により親水性の確保及び生態系の保全、向上を図る。
- ・自然護岸の場合は、水辺植物の移植や湖畔林の育成等により、身近な水辺の自然の再生、創出を図る。

10 適用関係

- (1) この基準は、平成14年4月1日(以下「適用日」という。)以降に新設する公共施設について適用するものとし、適用日前に建設等された公共施設については、この基準の達成を目標として、より質の高い緑化に努めるものとする。
- (2) 公共施設の緑化にあたっては、この基準に従うとともに、別に定める指針を踏まえ行うものとする。
- (3) 適用日前に緑化計画が決定されている場合、公共施設の内容や規模等により緑化に困難が伴う場合その他特別の事由により、この基準により難しい場合は、自然保護室と協議の上、別段の取扱いとすることができる。